

お客さまサポート

ホームページ ご契約者さま専用インターネットサービス

- ご契約内容・積立利率の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、利用登録が必要です。



【ご利用までの流れ】

① 利用登録

三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。

② 仮パスワードの発行

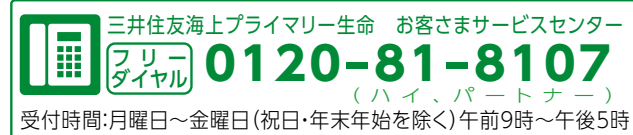
初回ログイン用の「仮パスワード」を、利用登録時に入力されたメールアドレスにお送りします。

③ インターネットサービスにログイン

「仮パスワード」を入力してログイン後、任意のパスワードに変更して、インターネットサービスをご利用ください。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取寄



※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意の上、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。



三井住友海上プライマリー生命から、年1回、お客さまにご契約内容等を「ご契約状況のお知らせ」にてご案内します。

ご家族登録サービス



ご契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からも**ご契約内容の照会**が可能となるサービスです。ご登録は無料です。ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**1名のみ**ご登録いただけます。(国内居住の方、成人に限ります。)

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

ご検討、お申込に際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

この保険の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

募集代理店

SMBC日興証券株式会社

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。

©2022 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2204009-S1 2022.04 SAP MSPL-2204-A-0040-00

一生涯受け取れる 人生応援年金

通貨選択生存保障重視型個人年金保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。
「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類の上記載しています。
ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P.1

契約概要／注意喚起情報 P.27



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

「人生100年時代」が、すぐそこまで来ています。

平均寿命は今後も延びていくと予想されます。

■ 平均寿命



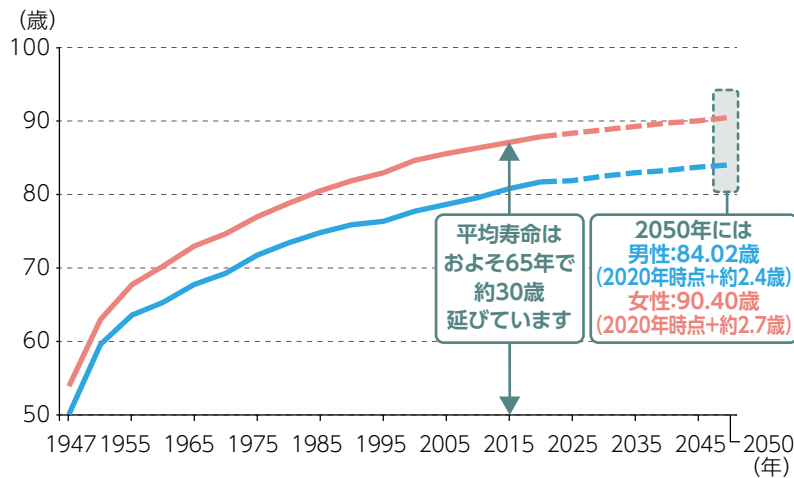
81.64歳



87.74歳

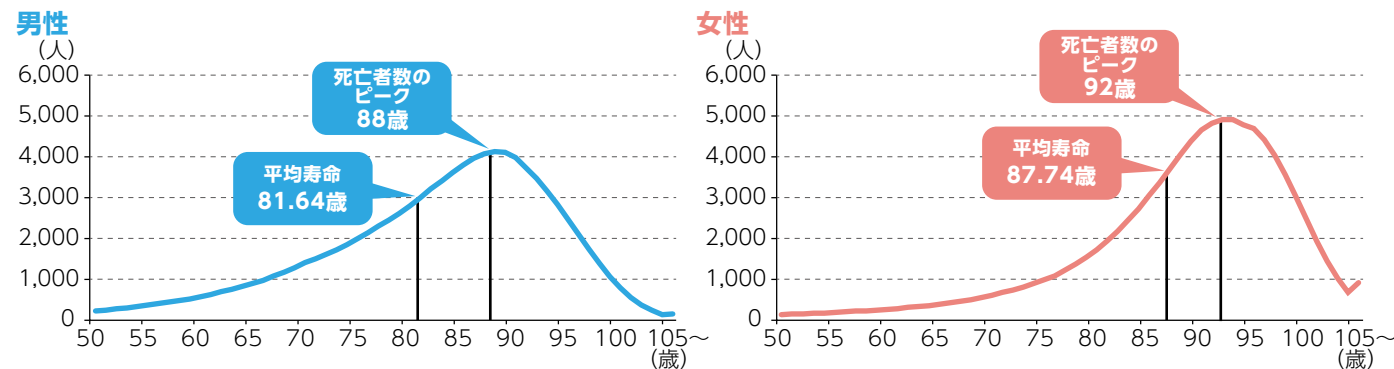
※令和2年簡易生命表をもとに作成

■ 平均寿命の推移と将来の予測



平均寿命より長生きされる方も多いようです。

■ 年齢別死者数*1



*1 10万人の出生児が、生命表の年齢別死亡率に従って死亡したときの死亡者数

■ 平均余命*2

性別	現在の年齢							
	50歳	平均寿命に対して	60歳	平均寿命に対して	70歳	平均寿命に対して	80歳	平均寿命に対して
男性	33.12年	+1.48歳	24.21年	+2.57歳	16.18年	+4.54歳	9.42年	+7.78歳
女性	38.78年	+1.04歳	29.46年	+1.72歳	20.49年	+2.75歳	12.28年	+4.54歳

*2 ある年齢の人々が、その後何年生きられるかという平均年数のことをいいます。

およそ男性4人に1人、女性2人に1人が90歳までご存命です。

■ 簡易生命表*3において0歳の人が各年齢まで生存する割合

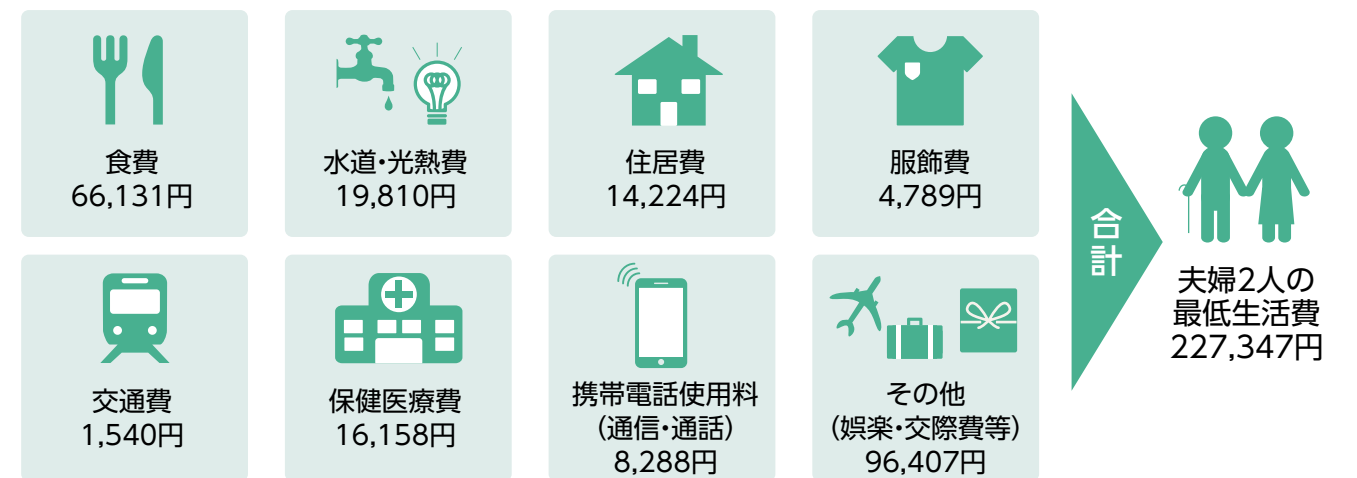
男性			女性		
85歳	90歳	95歳	85歳	90歳	95歳
48.5%	28.4%	11.1%	71.1%	52.5%	28.3%

*3 ある年の死亡状況が今後変わらないと仮定して、年齢ごとの死亡率や平均余命を計算、指標化した表です。保健福祉水準を総合的に示す指標の一つで、厚生労働省が毎年発表します。

[出典] 「平均寿命」、「年齢別死者数」、「平均余命」、「簡易生命表において0歳の人が各年齢まで生存する割合」:厚生労働省「令和2年簡易生命表」/「日本の将来推計人口(平成29年度推計)の出生中位死亡中位仮定による推計結果」/「生きるために必要な固定費の例(月額)」:総務省統計局「2020年家計調査年報」、「2020年家計消費状況調査(平均確報)」/「ゆとりあるセカンドライフを送るための費用」:生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

セカンドライフに必要な費用は…

[生きるために必要な固定費の例(月額)]



※夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯のうち世帯主が無職の世帯の場合

※「携帯電話使用料」のみ、世帯主が60歳以上の夫婦のみ(在学者がいる場合は含む)の世帯

ゆとりあるセカンドライフを送るためには
夫婦2人で約36.1万円/月が必要といわれています。

人生100年時代、セカンドライフに必要な費用を考えてみましょう。

食費	円		円
水道・光熱費	円		円
住居費	円		円
服飾費	円		円
携帯電話使用料	円		円
合計	円/月		円/月

合計	円/月	× 12(1年)	×	年	=	円
----	-----	----------	---	---	---	---

「豊かなセカンドライフ」の準備と「一生涯受け取れる 人生応援年金」を開発いたしました。

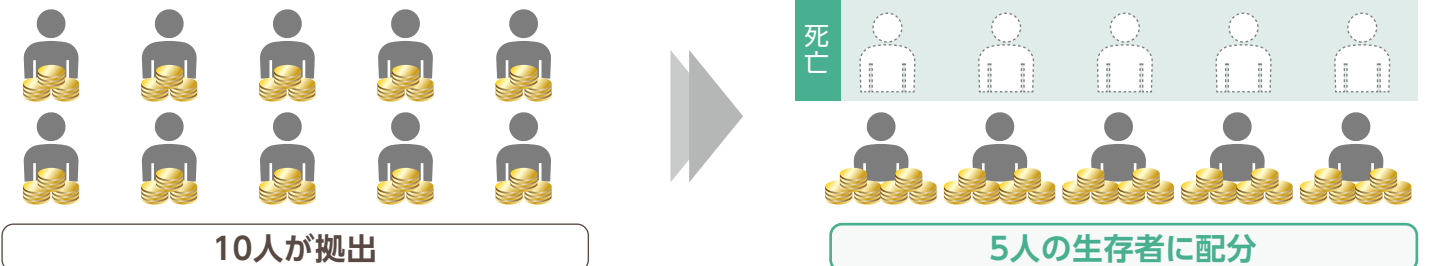
トンチン性とは

※下記は「トンチン性」を簡易的に説明したもので、すべてを網羅するものではありません。また、その内容を保証するものではありません。

この保険では、「トンチン」と呼ばれる、「死亡した方の保障を抑え、その分を生き残っている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受け取ることができます。

イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

<トンチン性のイメージ図>



「一生涯受け取れる 人生応援年金」における2つのトンチン性

トンチン性 ① 年金をお受け取りになっている期間中のトンチン性

年金をお受け取りになっている期間中に死亡保障がある場合

一般的に、年金をお受け取りになっている期間中に被保険者が死亡された場合、将来の所定の期間で受け取るはずの年金額を死亡保障(死亡一時金)として受け取ることができます。



「一生涯受け取れる 人生応援年金」では

年金をお受け取りになっている期間中に被保険者が死亡された場合、死亡一時金相当額をなしにする(減らす)という考え方で、その分、年金額を高く設定しています。



くわしくはP.7~P.14をご覧ください

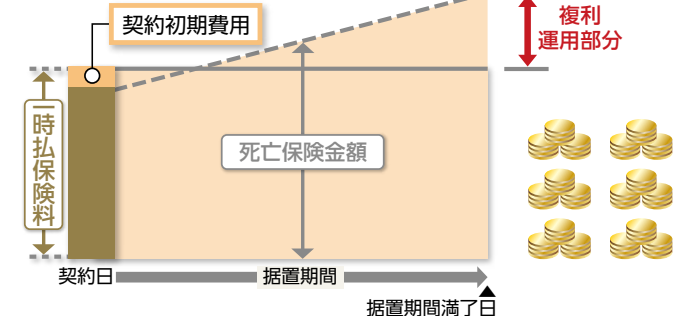
トンチン性 ② 据置期間中のトンチン性

据置期間中、一時払保険料は積立利率によって複利で運用されます。

一般的な定額個人年金保険

据置期間中に被保険者が死亡された場合、複利による運用部分は死亡保険金としてご遺族が受け取ります。生存されている方は、ご自身の複利による運用部分を含めた年金額を受け取るようになります。

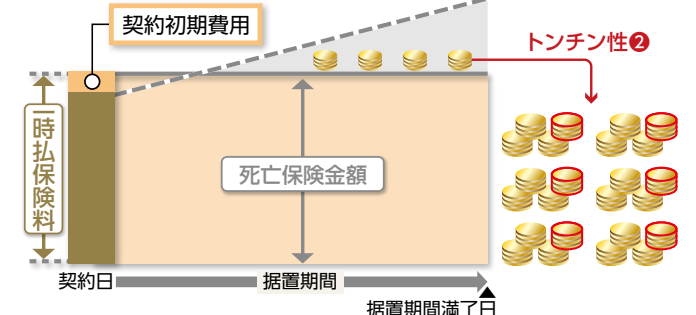
<イメージ図>



「一生涯受け取れる 人生応援年金」では

据置期間中に被保険者が死亡された場合、複利による運用部分は、据置期間満了時に生存されている方に年金額として配分するという考え方で、年金額を高く設定しています。

<イメージ図>



くわしくはP.7~P.14をご覧ください

トンチン性 ① ② の組合せ

「一生涯受け取れる 人生応援年金」では、年金支払期間中の保証割合*を100%、80%、0%から、据置期間を0年~10年からご選択いただけます。

保証割合*は低くするほど、据置期間は長くするほど、年金額を大きくすることができます。

<イメージ図>



*「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。

一生涯の年金 + 万一の死亡保障 年金支払期間中は「なし」、それとも、のこす「割合を選ぶ」

ニーズに応じて、年金種類や据置期間をセレクトできます。

ご注意ください

この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

くわしくはP.39~P.41をご覧ください

※P.5~P.6のイメージ図は、トンチン性をご理解いただくためのものです。

「一生涯受け取れる 人生応援年金」の特徴と しくみ (死亡時保証 なし型 終身年金の場合)

契約通貨・年金種類・据置期間をご選択いただけます。契約通貨ご契約時に確定し、契約後「すぐに*1」「ずっと」年金をお受け取りいただけます。

1

なし型 をご選択いただくことで、年金支払期間中の死亡保障をなくし、その分年金額を大きくすることができます。

- 年金種類を、**なし型**、**100%型**、**80%型** の3種類からご選択いただけます。(契約通貨建て)
- **トンチン性①** **なし型** をご選択いただいた場合、**100%型**、**80%型** をご選択いただいた場合と比べ、**年金額は最も大きくなります**。ただし、**年金支払期間中に被保険者が死亡された場合の死亡保障はありません**。
- 年金支払開始日前に、年金種類を変更することができます。ただし、**年金支払開始日以後および据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません**。

くわしくはP.13～P.14をご覧ください

2

据置年金 期間を長くすることで額を大きくすることができます。

- **トンチン性②** 据置期間中(1年～10年)の死亡保障を一時払保険料と同額に抑えること年金額を大きくすることができます。期間の変更はできません。
- ご契約後、据置

各アイコンは次の年金種類を指します。

なし型

死亡時保証なし型
終身年金

100%型

死亡時保証100%型
終身年金

80%型

死亡時保証80%型
終身年金

＜年金額例(契約通貨：米ドルの場合)＞ くわしくはP.15～P.19をご覧ください

前提条件	契約通貨	米ドル	一時払保険料	10万米ドル
	年金種類	なし型		
	積立利率	1.70% ※2021年12月1日時点の積立利率を用いています。 ご契約時には必ず最新の積立利率をご確認ください。		

① 契約年齢60歳・男性・**据置期間0年**の場合(単位：米ドル)

年齢	据置/年金受取	年金額	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
60歳	年金受取	4,430	4,430	0	4.4%
65歳	年金受取	4,430	26,580	0	26.6%
70歳	年金受取	4,430	48,730	0	48.7%
75歳	年金受取	4,430	70,880	0	70.9%
80歳	年金受取	4,430	93,030	0	93.0%
85歳	年金受取	4,430	115,180	0	115.2%
90歳	年金受取	4,430	137,330	0	137.3%
95歳	年金受取	4,430	159,480	0	159.5%
100歳	年金受取	4,430	181,630	0	181.6%

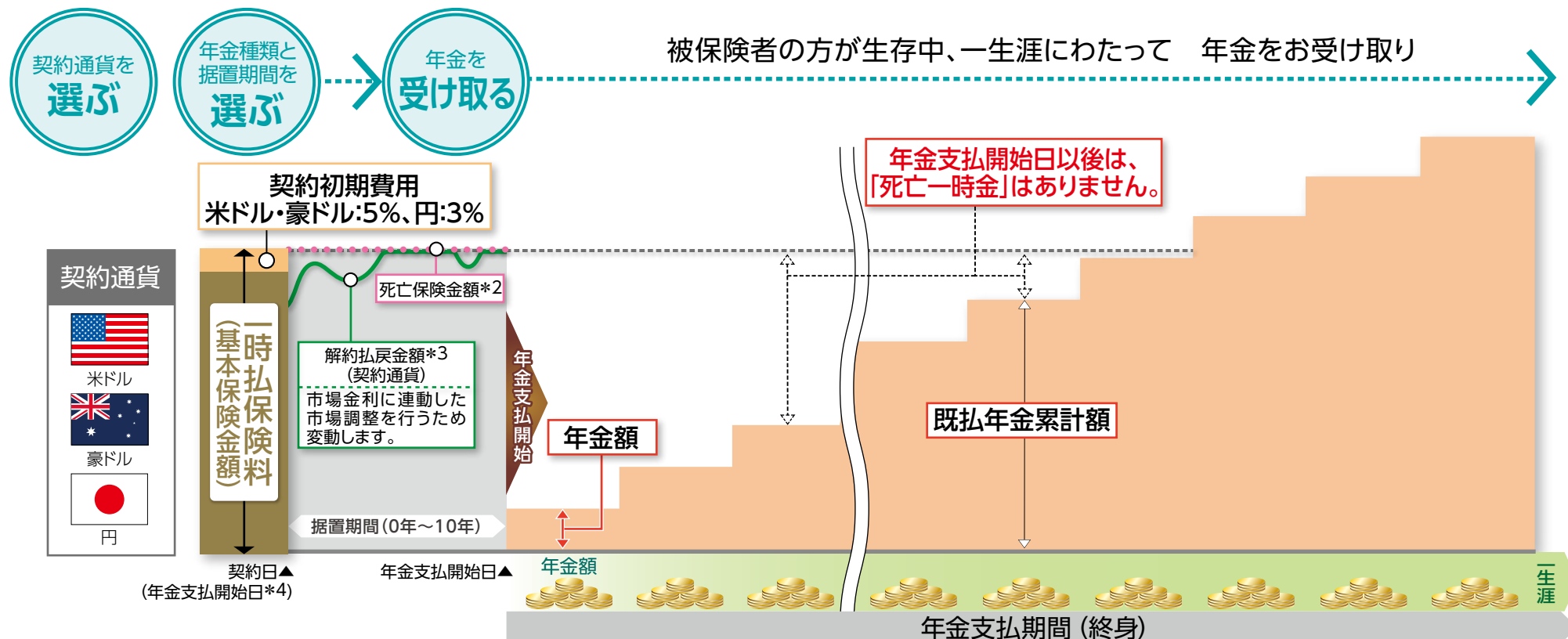
既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
82歳	101,890	0	101.9%

② 契約年齢60歳・男性・**据置期間10年**の場合(単位：米ドル)

年齢	据置/年金受取	年金額	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
60歳	据置	0	0	100,000	100.0%
65歳	据置	0	0	100,000	100.0%
70歳	年金受取	6,990	6,990	0	7.0%
75歳	年金受取	6,990	41,940	0	41.9%
80歳	年金受取	6,990	76,890	0	76.9%
85歳	年金受取	6,990	111,840	0	111.8%
90歳	年金受取	6,990	146,790	0	146.8%
95歳	年金受取	6,990	181,740	0	181.7%
100歳	年金受取	6,990	216,690	0	216.7%

既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
84歳	104,850	0	104.9%

＜イメージ図(年金種類：**なし型**)＞



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

- *1 据置期間0年を選択された場合です。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。
- *2 死亡保険金は据置期間中の保障となります。ただし、据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。
- *3 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。
- *4 据置期間0年を選択された場合、年金支払開始日は契約日となります。
- *5 据置期間中の死亡保険金額および年金支払期間中の死亡一時金額を表示しています。
- *6 一時払保険料に対する「既払年金累計額+死亡保障」の割合をいいます。



ご注意

- 年金額は、2021年12月1日時点の積立利率に基づき計算した金額です。実際の年金額は、契約日の積立利率を適用して算出します。
- 年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。
- 年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢等の情報については、保険設計書にてご確認ください。
- 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

「一生涯受け取れる 人生応援年金」の特徴と しくみ (死亡時保証 100%型 終身年金の場合)

契約通貨・年金種類・据置期間をご選択いただきます。契約通貨ご契約時に確定し、契約後「すぐに*1」「ずっと」年金をお受け取りいただけます。

1

100%型 をご選択いただくことで、受取額として一時払保険料(契約通貨建て)を確保しながら年金を受け取ることができます。

- 年金種類を、**なし型**、**100%型**、**80%型** の3種類からご選択いただきます。(契約通貨建て)
- **トンチン性①** **100%型** をご選択いただいた場合、**なし型**、**80%型** をご選択いただいた場合と比べ、**年金額は最も小さくなります**。ただし、「既払年金累計額+死亡一時金額」として、**一時払保険料の100%を保証します**。
- 年金支払開始日前に、年金種類を変更することができます。ただし、**年金支払開始日以後および据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません**。

くわしくはP.13~P.14をご覧ください

2

据置年金 でき **期間を長くすることで額を大きくすることができます。**

- **トンチン性②** と解約払戻金額で、1回あたりの
 - **ご契約後、据置**
- 据置期間中(1年~10年)の死亡保障を一時払保険料と同額に抑えること年金額を大きくすることができます。期間の変更はできません。

各アイコンは次の年金種類を指します。

なし型 死亡時保証なし型 終身年金

100%型 死亡時保証100%型 終身年金

80%型 死亡時保証80%型 終身年金

＜年金額例(契約通貨：米ドルの場合)＞ くわしくはP.15~P.19をご覧ください

前提条件	契約通貨	米ドル	一時払保険料	10万米ドル
年金種類	100%型			
積立利率	1.70% ※2021年12月1日時点の積立利率を用いています。 ご契約時には必ず最新の積立利率をご確認ください。			

① 契約年齢60歳・男性・**据置期間0年**の場合(単位：米ドル)

年齢	据置/年金受取	年金額	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
60歳	年金受取	3,820	3,820	96,180	100.0%
65歳	年金受取	3,820	22,920	77,080	100.0%
70歳	年金受取	3,820	42,020	57,980	100.0%
75歳	年金受取	3,820	61,120	38,880	100.0%
80歳	年金受取	3,820	80,220	19,780	100.0%
85歳	年金受取	3,820	99,320	680	100.0%
90歳	年金受取	3,820	118,420	0	118.4%
95歳	年金受取	3,820	137,520	0	137.5%
100歳	年金受取	3,820	156,620	0	156.6%

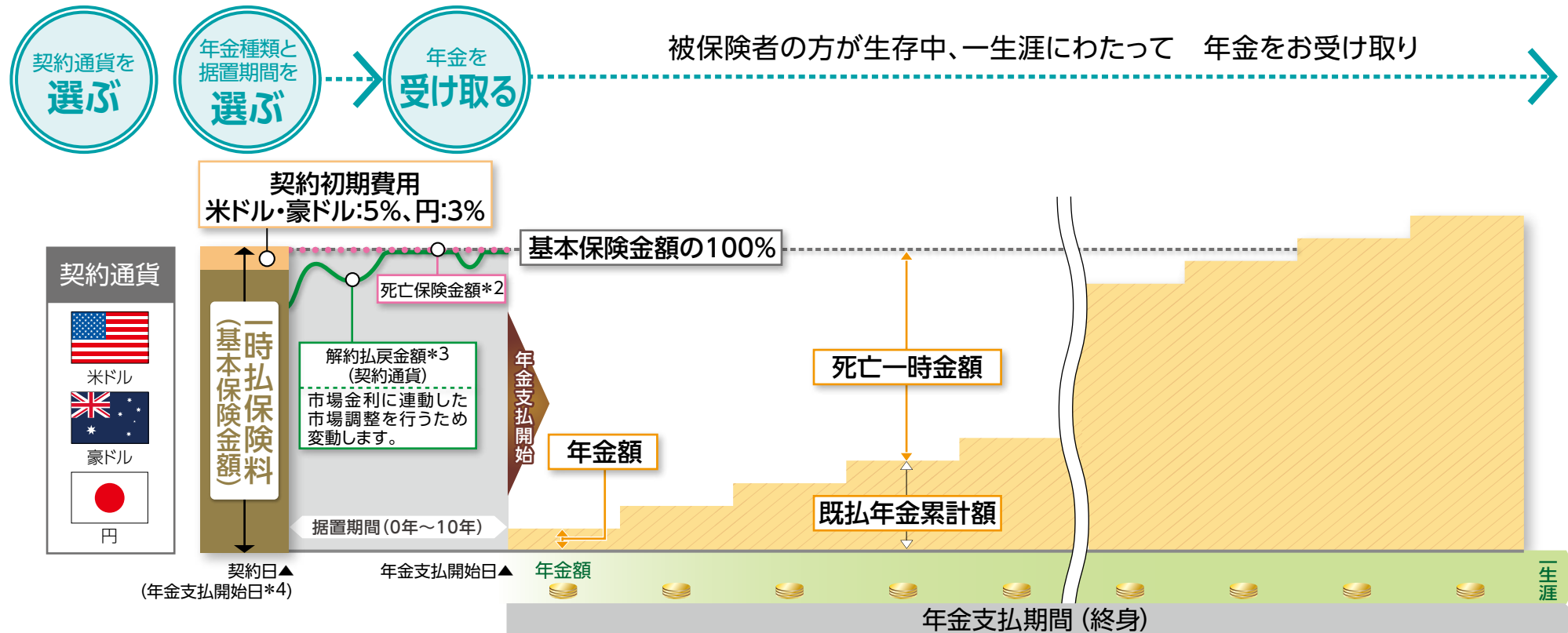
既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
86歳	103,140	0	103.1%

② 契約年齢60歳・男性・**据置期間10年**の場合(単位：米ドル)

年齢	据置/年金受取	年金額	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
60歳	据置	0	0	100,000	100.0%
65歳	据置	0	0	100,000	100.0%
70歳	年金受取	6,130	6,130	93,870	100.0%
75歳	年金受取	6,130	36,780	63,220	100.0%
80歳	年金受取	6,130	67,430	32,570	100.0%
85歳	年金受取	6,130	98,080	1,920	100.0%
90歳	年金受取	6,130	128,730	0	128.7%
95歳	年金受取	6,130	159,380	0	159.4%
100歳	年金受取	6,130	190,030	0	190.0%

既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
86歳	104,210	0	104.2%

＜イメージ図(年金種類: 100%型)＞



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

- *1 据置期間0年を選択された場合です。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。
- *2 死亡保険金は据置期間中の保障となります。ただし、据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。
- *3 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。
- *4 据置期間0年を選択された場合、年金支払開始日は契約日となります。
- *5 据置期間中の死亡保険金額および年金支払期間中の死亡一時金額を表示しています。
- *6 一時払保険料に対する「既払年金累計額+死亡保障」の割合をいいます。



- 年金額は、2021年12月1日時点の積立利率に基づき計算した金額です。実際の年金額は、契約日の積立利率を適用して算出します。
- 年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。
- 年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢等の情報については、保険設計書にてご確認ください。
- 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

「一生涯受け取れる 人生応援年金」の特徴と しくみ (死亡時保証 80%型 終身年金の場合)

契約通貨・年金種類・据置期間をご選択いただきます。契約通貨ご契約時に確定し、契約後「すぐに*1」「ずっと」年金をお受け取りいただけます。

1

80%型 をご選択いただくことで、受取額として一時払保険料の80% (契約通貨建て) を確保しながら、一定大きくした年金を受け取ることができます。

- 年金種類を、**なし型**、**100%型**、**80%型** の3種類からご選択いただきます。(契約通貨建て)
- **トンチン性①** **80%型** をご選択いただいた場合、年金額は **100%型** をご選択いただいた場合よりは大きく、**なし型** をご選択いただいた場合よりは小さくなります。ただし、「既払年金累計額+死亡一時金額」として、一時払保険料の80%を保証します。
- 年金支払開始日前に、年金種類を変更することができます。ただし、年金支払開始日以後および据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。

くわしくはP.13~P.14をご覧ください

2

据置年金 でき 期間を長くすることで額を大きくすることができます。

- **トンチン性②** 据置期間中(1年~10年)の死亡保障を一時払保険料と同額に抑えること年金額を大きくすることができます。期間の変更はできません。
- ご契約後、据置

各アイコンは次の年金種類を指します。

なし型 死亡時保証なし型 終身年金

100%型 死亡時保証100%型 終身年金

80%型 死亡時保証80%型 終身年金

＜年金額例 (契約通貨：米ドルの場合)＞ くわしくはP.15~P.19をご覧ください

前提条件	契約通貨	米ドル	一時払保険料	10万米ドル
年金種類	80%型			
積立利率	1.70%			

※2021年12月1日時点の積立利率を用いています。ご契約時には必ず最新の積立利率をご確認ください。

① 契約年齢60歳・男性・据置期間0年 の場合 (単位：米ドル)

年齢	据置/年金受取	年金額	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
60歳	年金受取	4,120	4,120	75,880	80.0%
65歳	年金受取	4,120	24,720	55,280	80.0%
70歳	年金受取	4,120	45,320	34,680	80.0%
75歳	年金受取	4,120	65,920	14,080	80.0%
80歳	年金受取	4,120	86,520	0	86.5%
85歳	年金受取	4,120	107,120	0	107.1%
90歳	年金受取	4,120	127,720	0	127.7%
95歳	年金受取	4,120	148,320	0	148.3%
100歳	年金受取	4,120	168,920	0	168.9%

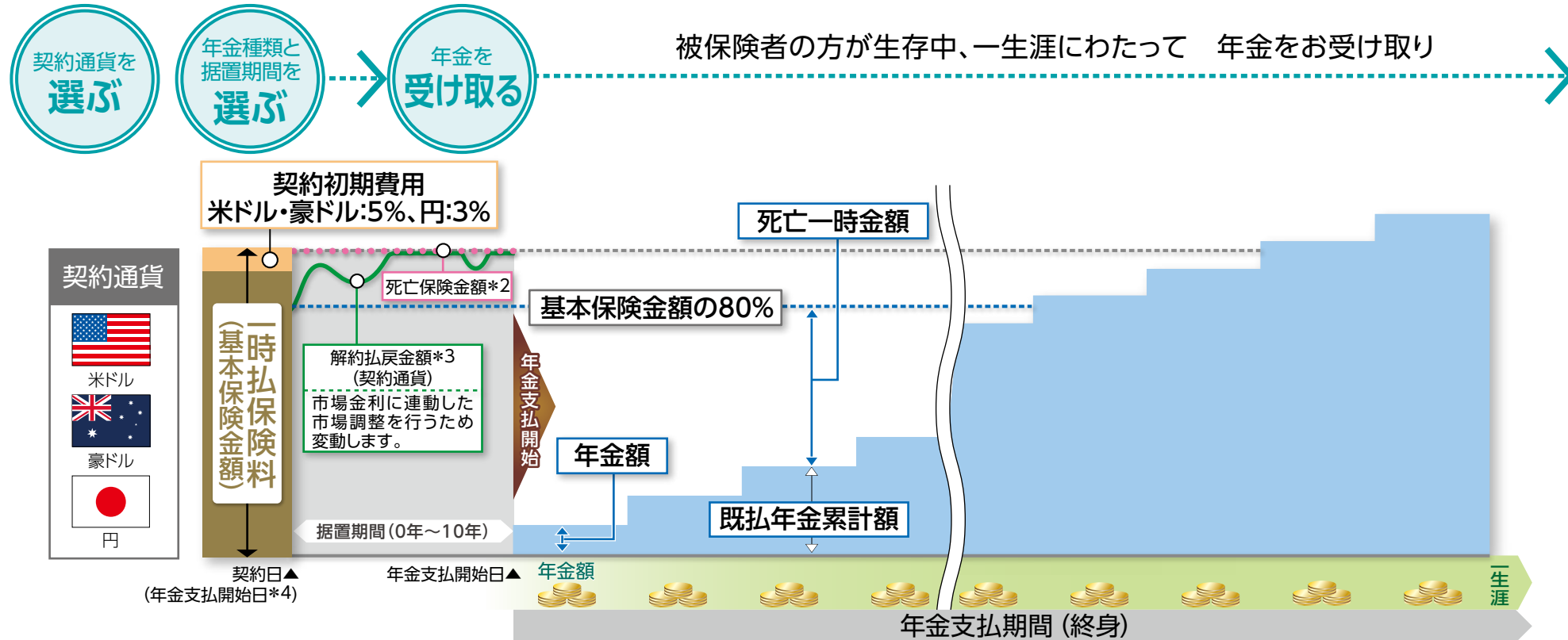
既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
84歳	103,000	0	103.0%

② 契約年齢60歳・男性・据置期間10年 の場合 (単位：米ドル)

年齢	据置/年金受取	年金額	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
60歳	据置	0	0	100,000	100.0%
65歳	据置	0	0	100,000	100.0%
70歳	年金受取	6,520	6,520	73,480	80.0%
75歳	年金受取	6,520	39,120	40,880	80.0%
80歳	年金受取	6,520	71,720	8,280	80.0%
85歳	年金受取	6,520	104,320	0	104.3%
90歳	年金受取	6,520	136,920	0	136.9%
95歳	年金受取	6,520	169,520	0	169.5%
100歳	年金受取	6,520	202,120	0	202.1%

既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢	既払年金累計額	死亡保障*5	受取率*6
85歳	104,320	0	104.3%

＜イメージ図 (年金種類: 80%型)＞



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

- *1 据置期間0年を選択された場合です。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。
- *2 死亡保険金は据置期間中の保障となります。ただし、据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。
- *3 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。
- *4 据置期間0年を選択された場合、年金支払開始日は契約日となります。
- *5 据置期間中の死亡保険金額および年金支払期間中の死亡一時金額を表示しています。
- *6 一時払保険料に対する「既払年金累計額+死亡保障」の割合をいいます。



- 年金額は、2021年12月1日時点の積立利率に基づき計算した金額です。実際の年金額は、契約日の積立利率を適用して算出します。
- 年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。
- 年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢等の情報については、保険設計書にてご確認ください。
- 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

商品パンフレット

特徴としくみ

年金種類

年金額例・各種お取扱

年金のお受取

し契約のお取扱

アフターサービス

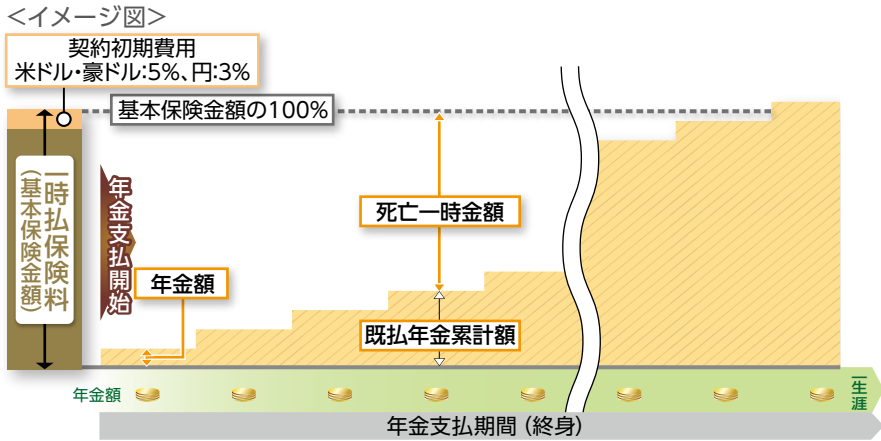
年金種類について

年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢等の情報については、保険設計書にてご確認ください。

年金支払期間中、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金を一生涯（終身）にわたってお受け取りいただけます。

100%型 死亡時保証100%型終身年金 保証金額*1として基本保険金額の100%を保証

- [特徴]
- 年金種類以外の契約条件が同一の場合、年金額は、死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証なし型終身年金と比べ、最も小さくなります。
 - 死亡時保証期間中*2は保証割合*3を100%とした死亡保障があります。
 - 死亡保障にあたる死亡一時金は、保証金額（基本保険金額の100%）から既払年金累計額を控除した額となります。なお、既払年金累計額が基本保険金額以上となる場合、死亡一時金はありません。
 - 死亡時保証期間中に限り年金の一括支払ができます。なお、年金支払開始日以後（据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後）は解約することはできません。



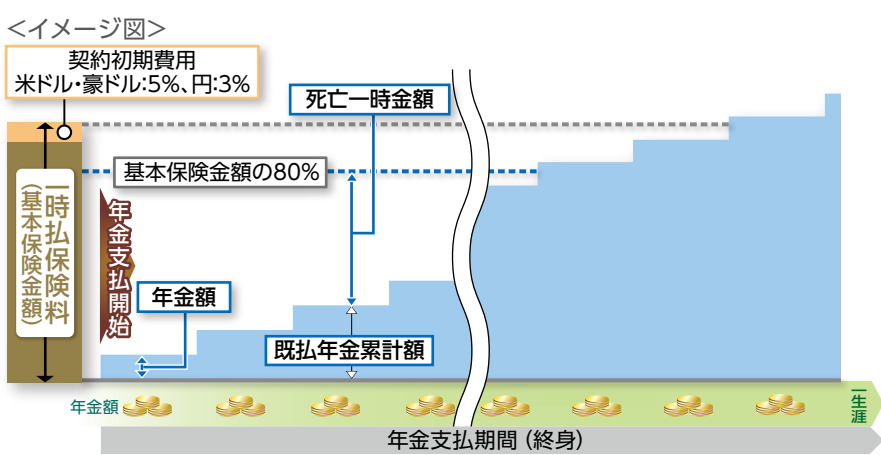
[取扱]

据置期間	据置期間中		年金支払期間中		
	解約*4	死亡保障	解約	死亡保障	年金の一括支払*5
0年	—		ご契約の解約はできません。	死亡一時金	将来の年金等の一部に対応する額*6を一括でお受け取りいただけます。 なお、既払年金累計額と年金の一括支払額を合計した額は、多くの場合、一時払保険料を下回ります。
1～10年	基本保険金額を上限とした解約払戻金	死亡保険金		※基本保険金額の100%（保証金額）から既払年金累計額を控除した額	

■ 将来の年金および死亡一時金のお支払にかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間中の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。

80%型 死亡時保証80%型終身年金 死亡一時金を抑えて、年金額を大きく

- [特徴]
- 年金種類以外の契約条件が同一の場合、年金額は、死亡時保証100%型終身年金と比べ、大きくなります。
 - 死亡時保証期間中*2は保証割合*3を80%とした死亡保障があります。
 - 死亡保障にあたる死亡一時金は、保証金額（基本保険金額の80%）から既払年金累計額を控除した額となります。なお、既払年金累計額が基本保険金額の80%以上となる場合、死亡一時金はありません。
 - 死亡時保証期間中に限り年金の一括支払ができます。なお、年金支払開始日以後（据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後）は解約することはできません。



[取扱]

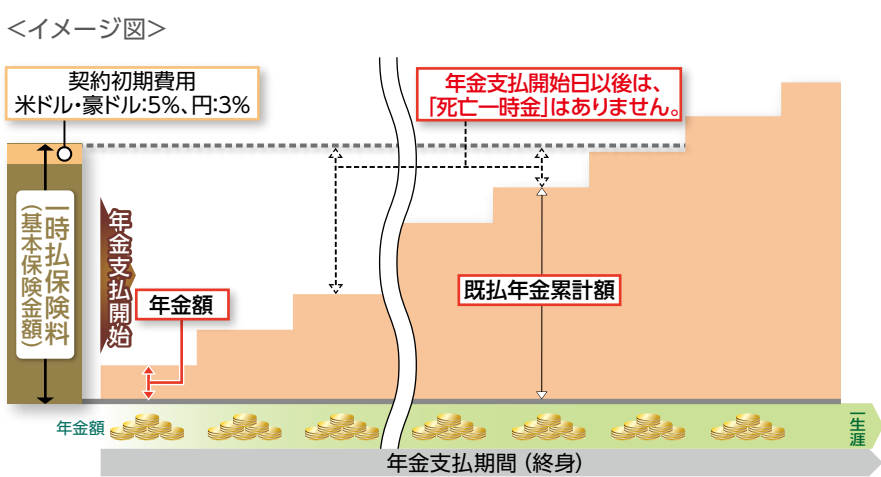
据置期間	据置期間中		年金支払期間中		
	解約*4	死亡保障	解約	死亡保障	年金の一括支払*5
0年	—		ご契約の解約はできません。	死亡一時金	将来の年金等の一部に対応する額*6を一括でお受け取りいただけます。 なお、既払年金累計額と年金の一括支払額を合計した額は、多くの場合、一時払保険料を下回ります。
1～10年	基本保険金額を上限とした解約払戻金	死亡保険金		※基本保険金額の80%（保証金額）から既払年金累計額を控除した額	

■ 将来の年金および死亡一時金のお支払にかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間中の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。

■ 年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額と死亡一時金の合計が一時払保険料を下回る場合があります。なお、既払年金累計額と死亡一時金の合計として保証する割合は80%となります。

なし型 死亡時保証なし型終身年金 死亡一時金をなくして、年金額をさらに大きく

- [特徴]
- 年金種類以外の契約条件が同一の場合、年金額は、年金支払期間中の死亡保障をなくすることで、死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金と比べ、最も大きくなります。
 - 年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合、死亡一時金はありません。
 - 年金の一括支払はできません。また、年金支払開始日以後（据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後）は解約することもできません。



[取扱]

据置期間	据置期間中		年金支払期間中		
	解約*4	死亡保障	解約	死亡保障	年金の一括支払
0年	—		ご契約の解約はできません。	お受け取りいただける金額はありません。（死亡一時金・年金の一括支払はありません。）	
1～10年	基本保険金額を上限とした解約払戻金	死亡保険金			

■ 将来の年金のお支払にかえて一括で年金を受け取る年金の一括支払はありません。

■ 年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金はありません。したがって、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額が一時払保険料を下回る場合があります。

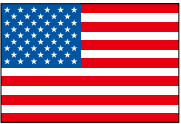
※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

*1 「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する金額をいいます。
*2 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。
*3 「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。
*4 解約払戻金額の計算に関する詳細については、P.35～P.37をご覧ください。

*5 死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合、年金支払を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受け取りいただくことはできません。
*6 死亡時保証期間の残存期間に対応する額をいいます。

※年金支払開始日前に、年金種類を変更することができます。ただし、据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。
※年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
※年金のお受取にあたっては、生存確認書類（健康保険証の写し等）をご提出いただく場合があります。くわしくはP.22をご覧ください。

年金額例 (米ドル建ての場合)



米ドル建て

前提条件	契約通貨	米ドル	一時払保険料	10万米ドル	年金の円換算レート	110.00円 1米ドル= 100.00円 90.00円
	※2021年12月1日時点の積立利率を用いています。ご契約時には必ず最新の積立利率をご確認ください。					

被保険者の契約年齢: 50歳男性 の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:米ドル)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢			年金の円換算額(単位:万円)								
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型	100%型			80%型			なし型		
								110円	100円	90円	110円	100円	90円	110円	100円	90円
0年	1.70%	3,270	3,420	3,570	80歳	79歳	78歳	35.9	32.7	29.4	37.6	34.2	30.7	39.2	35.7	32.1
1年	1.70%	3,390	3,540	3,700	80歳	79歳	78歳	37.2	33.9	30.5	38.9	35.4	31.8	40.7	37.0	33.3
2年	1.70%	3,520	3,670	3,840	80歳	79歳	78歳	38.7	35.2	31.6	40.3	36.7	33.0	42.2	38.4	34.5
3年	1.70%	3,650	3,810	3,990	80歳	79歳	78歳	40.1	36.5	32.8	41.9	38.1	34.2	43.8	39.9	35.9
4年	1.70%	3,790	3,950	4,140	80歳	79歳	78歳	41.6	37.9	34.1	43.4	39.5	35.5	45.5	41.4	37.2
5年	1.70%	3,940	4,110	4,300	80歳	79歳	78歳	43.3	39.4	35.4	45.2	41.1	36.9	47.3	43.0	38.7
6年	1.70%	4,100	4,270	4,470	80歳	79歳	78歳	45.1	41.0	36.9	46.9	42.7	38.4	49.1	44.7	40.2
7年	1.70%	4,270	4,440	4,650	80歳	79歳	78歳	46.9	42.7	38.4	48.8	44.4	39.9	51.1	46.5	41.8
8年	1.70%	4,440	4,620	4,850	80歳	79歳	78歳	48.8	44.4	39.9	50.8	46.2	41.5	53.3	48.5	43.6
9年	1.70%	4,630	4,820	5,050	80歳	79歳	78歳	50.9	46.3	41.6	53.0	48.2	43.3	55.5	50.5	45.4
10年	1.70%	4,840	5,030	5,270	80歳	79歳	78歳	53.2	48.4	43.5	55.3	50.3	45.2	57.9	52.7	47.4

被保険者の契約年齢: 60歳男性 の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:米ドル)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢			年金の円換算額(単位:万円)								
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型	100%型			80%型			なし型		
								110円	100円	90円	110円	100円	90円	110円	100円	90円
0年	1.70%	3,820	4,120	4,430	86歳	84歳	82歳	42.0	38.2	34.3	45.3	41.2	37.0	48.7	44.3	39.8
1年	1.70%	3,990	4,290	4,620	86歳	84歳	82歳	43.8	39.9	35.9	47.1	42.9	38.6	50.8	46.2	41.5
2年	1.70%	4,160	4,480	4,820	86歳	84歳	82歳	45.7	41.6	37.4	49.2	44.8	40.3	53.0	48.2	43.3
3年	1.70%	4,350	4,670	5,030	85歳	84歳	82歳	47.8	43.5	39.1	51.3	46.7	42.0	55.3	50.3	45.2
4年	1.70%	4,560	4,880	5,260	85歳	84歳	83歳	50.1	45.6	41.0	53.6	48.8	43.9	57.8	52.6	47.3
5年	1.70%	4,770	5,110	5,500	85歳	84歳	83歳	52.4	47.7	42.9	56.2	51.1	45.9	60.5	55.0	49.5
6年	1.70%	5,000	5,350	5,750	85歳	84歳	83歳	55.0	50.0	45.0	58.8	53.5	48.1	63.2	57.5	51.7
7年	1.70%	5,250	5,610	6,030	86歳	84歳	83歳	57.7	52.5	47.2	61.7	56.1	50.4	66.3	60.3	54.2
8年	1.70%	5,520	5,890	6,320	86歳	84歳	83歳	60.7	55.2	49.6	64.7	58.9	53.0	69.5	63.2	56.8
9年	1.70%	5,810	6,190	6,640	86歳	85歳	84歳	63.9	58.1	52.2	68.0	61.9	55.7	73.0	66.4	59.7
10年	1.70%	6,130	6,520	6,990	86歳	85歳	84歳	67.4	61.3	55.1	71.7	65.2	58.6	76.8	69.9	62.9



■年金額は、2021年12月1日時点の積立利率に基づき計算した金額です。実際の年金額は、契約日の積立利率を適用して算出します。
■「既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢」は、契約通貨建てで年金を受け取った場合に、既払年金累計額が契約通貨建ての一時払保険料以上となる年齢を記載しています。なお、据置期間が0年の場合の第1回年金支払日に付される利息については考慮していません。
■年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。

各アイコンは次の年金種類を指します。

100%型 死亡時保証100%型終身年金 80%型 死亡時保証80%型終身年金 なし型 死亡時保証なし型終身年金

被保険者の契約年齢: 50歳女性 の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:米ドル)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢			年金の円換算額(単位:万円)								
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型	100%型			80%型			なし型		
								110円	100円	90円	110円	100円	90円	110円	100円	90円
0年	1.70%	2,960	3,010	3,070	83歳	83歳	82歳	32.5	29.6	26.6	33.1	30.1	27.0	33.7	30.7	27.6
1年	1.70%	3,060	3,110	3,170	83歳	83歳	82歳	33.6	30.6	27.5	34.2	31.1	27.9	34.8	31.7	28.5
2年	1.70%	3,160	3,210	3,280	83歳	83歳	82歳	34.7	31.6	28.4	35.3	32.1	28.8	36.0	32.8	29.5
3年	1.70%	3,260	3,320	3,390	83歳	83歳	82歳	35.8	32.6	29.3	36.5	33.2	29.8	37.2	33.9	30.5
4年	1.70%	3,380	3,430	3,500	83歳	83歳	82歳	37.1	33.8	30.4	37.7	34.3	30.8	38.5	35.0	31.5
5年	1.70%	3,490	3,550	3,620	83歳	83歳	82歳	38.3	34.9	31.4	39.0	35.5	31.9	39.8	36.2	32.5
6年	1.70%	3,620	3,680	3,750	83歳	83歳	82歳	39.8	36.2	32.5	40.4	36.8	33.1	41.2	37.5	33.7
7年	1.70%	3,750	3,810	3,880	83歳	83歳	82歳	41.2	37.5	33.7	41.9	38.1	34.2	42.6	38.8	34.9
8年	1.70%	3,890	3,950	4,030	83歳	83歳	82歳	42.7	38.9	35.0	43.4	39.5	35.5	44.3	40.3	36.2
9年	1.70%	4,030	4,100	4,180	83歳	83歳	82歳	44.3	40.3	36.2	45.1	41.0	36.9	45.9	41.8	37.6
10年	1.70%	4,190	4,260	4,340	83歳	83歳	83歳	46.0	41.9	37.7	46.8	42.6	38.3	47.7	43.4	39.0

被保険者の契約年齢: 60歳女性 の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:米ドル)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢			年金の円換算額(単位:万円)								
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型	100%型			80%型			なし型		
								110円	100円	90円	110円	100円	90円	110円	100円	90円
0年	1.70%	3,430	3,550	3,650	89歳	88歳	87歳	37.7	34.3	30.8	39.0	35.5	31.9	40.1	36.5	32.8
1年	1.70%	3,560	3,680	3,790	89歳	88歳	87歳	39.1	35.6	32.0	40.4	36.8	33.1	41.6	37.9	34.1
2年	1.70%	3,700	3,820	3,940	89歳	88歳	87歳	40.7	37.0	33.3	42.0	38.2	34.3	43.3	39.4	35.4
3年	1.70%	3,850	3,970	4,100	88歳	88歳	87歳	42.3	38.5	34.6	43.6	39.7	35.7	45.1	41.0	36.9
4年	1.70%	4,000	4,140	4,260	88歳	88歳	87歳	44.0	40.0	36.0	45.5	41.4	37.2	46.8	42.6	38.3
5年	1.70%	4,170	4,310	4,440	88歳	88歳	87歳	45.8	41.7	37.5	47.4	43.1	38.7	48.8	44.4	39.9
6年	1.70%	4,340	4,490	4,630	89歳	88歳	87歳	47.7	43.4	39.0	49.3	44.9	40.4	50.9	46.3	41.6
7年	1.70%	4,530	4,680	4,830	89歳	88歳	87歳	49.8	45.3	40.7	51.4	46.8	42.1	53.1	48.3	43.4
8年	1.70%	4,740	4,890	5,040	89歳	88歳	87歳	52.1	47.4	42.6	53.7	48.9	44.0	55.4	50.4	45.3
9年	1.70%	4,950	5,110	5,270	89歳	88歳	87歳	54.4	49.5	44.5	56.2	51.1	45.9	57.9	52.7	47.4
10年	1.70%	5,180	5,350	5,520	89歳	88歳	88歳	56.9	51.8	46.6	58.8	53.5	48.1	60.7	55.2	49.6

■年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢等の情報については、保険設計書にてご確認ください。
■市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

年金額例(豪ドル建ての場合)



豪ドル建て

前提条件	契約通貨	豪ドル	一時払保険料	10万豪ドル	年金の円換算レート	1豪ドル= 90.00円 80.00円 70.00円
	※2021年12月1日時点の積立利率を用いています。ご契約時には必ず最新の積立利率をご確認ください。					

被保険者の契約年齢: 50歳男性の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:豪ドル)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢			年金の円換算額(単位:万円)								
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型	100%型			80%型			なし型		
		90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円
0年	1.45%	3,100	3,260	3,430	82歳	80歳	79歳	27.9	24.8	21.7	29.3	26.0	22.8	30.8	27.4	24.0
1年	1.45%	3,210	3,370	3,550	82歳	80歳	79歳	28.8	25.6	22.4	30.3	26.9	23.5	31.9	28.4	24.8
2年	1.45%	3,320	3,490	3,670	82歳	80歳	79歳	29.8	26.5	23.2	31.4	27.9	24.4	33.0	29.3	25.6
3年	1.45%	3,440	3,620	3,810	82歳	80歳	79歳	30.9	27.5	24.0	32.5	28.9	25.3	34.2	30.4	26.6
4年	1.45%	3,560	3,750	3,950	82歳	80歳	79歳	32.0	28.4	24.9	33.7	30.0	26.2	35.5	31.6	27.6
5年	1.45%	3,700	3,880	4,090	82歳	80歳	79歳	33.3	29.6	25.9	34.9	31.0	27.1	36.8	32.7	28.6
6年	1.45%	3,840	4,030	4,250	82歳	80歳	79歳	34.5	30.7	26.8	36.2	32.2	28.2	38.2	34.0	29.7
7年	1.45%	3,990	4,180	4,410	82歳	80歳	79歳	35.9	31.9	27.9	37.6	33.4	29.2	39.6	35.2	30.8
8年	1.45%	4,140	4,350	4,580	82歳	80歳	79歳	37.2	33.1	28.9	39.1	34.8	30.4	41.2	36.6	32.0
9年	1.45%	4,310	4,520	4,770	82歳	81歳	79歳	38.7	34.4	30.1	40.6	36.1	31.6	42.9	38.1	33.3
10年	1.45%	4,490	4,710	4,960	82歳	81歳	80歳	40.4	35.9	31.4	42.3	37.6	32.9	44.6	39.6	34.7

被保険者の契約年齢: 60歳男性の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:豪ドル)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢			年金の円換算額(単位:万円)								
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型	100%型			80%型			なし型		
		90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円
0年	1.45%	3,630	3,960	4,290	87歳	85歳	83歳	32.6	29.0	25.4	35.6	31.6	27.7	38.6	34.3	30.0
1年	1.45%	3,780	4,120	4,460	87歳	85歳	83歳	34.0	30.2	26.4	37.0	32.9	28.8	40.1	35.6	31.2
2年	1.45%	3,940	4,290	4,640	87歳	85歳	83歳	35.4	31.5	27.5	38.6	34.3	30.0	41.7	37.1	32.4
3年	1.45%	4,110	4,470	4,840	87歳	85歳	83歳	36.9	32.8	28.7	40.2	35.7	31.2	43.5	38.7	33.8
4年	1.45%	4,290	4,660	5,050	87歳	85歳	83歳	38.6	34.3	30.0	41.9	37.2	32.6	45.4	40.4	35.3
5年	1.45%	4,480	4,860	5,270	87歳	85歳	83歳	40.3	35.8	31.3	43.7	38.8	34.0	47.4	42.1	36.8
6年	1.45%	4,690	5,080	5,500	87歳	85歳	84歳	42.2	37.5	32.8	45.7	40.6	35.5	49.5	44.0	38.5
7年	1.45%	4,910	5,320	5,760	87歳	85歳	84歳	44.1	39.2	34.3	47.8	42.5	37.2	51.8	46.0	40.3
8年	1.45%	5,150	5,570	6,030	87歳	85歳	84歳	46.3	41.2	36.0	50.1	44.5	38.9	54.2	48.2	42.2
9年	1.45%	5,410	5,840	6,320	87歳	86歳	84歳	48.6	43.2	37.8	52.5	46.7	40.8	56.8	50.5	44.2
10年	1.45%	5,690	6,130	6,640	87歳	86歳	85歳	51.2	45.5	39.8	55.1	49.0	42.9	59.7	53.1	46.4



■年金額は、2021年12月1日時点の積立利率に基づき計算した金額です。実際の年金額は、契約日の積立利率を適用して算出します。
■「既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢」は、契約通貨建てで年金を受け取った場合に、既払年金累計額が契約通貨建ての一時払保険料以上となる年齢を記載しています。なお、据置期間が0年の場合の第1回年金支払日に付される利息については考慮していません。
■年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。

各アイコンは次の年金種類を指します。

100%型 死亡時保証100%型終身年金 80%型 死亡時保証80%型終身年金 なし型 死亡時保証なし型終身年金

被保険者の契約年齢: 50歳女性の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:豪ドル)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢			年金の円換算額(単位:万円)								
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型	100%型			80%型			なし型		
		90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円
0年	1.45%	2,800	2,860	2,930	85歳	84歳	84歳	25.2	22.4	19.6	25.7	22.8	20.0	26.3	23.4	20.5
1年	1.45%	2,890	2,950	3,020	85歳	84歳	84歳	26.0	23.1	20.2	26.5	23.6	20.6	27.1	24.1	21.1
2年	1.45%	2,980	3,050	3,110	85歳	84歳	84歳	26.8	23.8	20.8	27.4	24.4	21.3	27.9	24.8	21.7
3年	1.45%	3,070	3,140	3,210	85歳	84歳	84歳	27.6	24.5	21.4	28.2	25.1	21.9	28.8	25.6	22.4
4年	1.45%	3,170	3,240	3,310	85歳	84歳	84歳	28.5	25.3	22.1	29.1	25.9	22.6	29.7	26.4	23.1
5年	1.45%	3,280	3,350	3,420	85歳	84歳	84歳	29.5	26.2	22.9	30.1	26.8	23.4	30.7	27.3	23.9
6年	1.45%	3,390	3,460	3,540	85歳	84歳	84歳	30.5	27.1	23.7	31.1	27.6	24.2	31.8	28.3	24.7
7年	1.45%	3,500	3,580	3,660	85歳	84歳	84歳	31.5	28.0	24.5	32.2	28.6	25.0	32.9	29.2	25.6
8年	1.45%	3,630	3,710	3,790	85歳	84歳	84歳	32.6	29.0	25.4	33.3	29.6	25.9	34.1	30.3	26.5
9年	1.45%	3,760	3,840	3,920	85歳	85歳	84歳	33.8	30.0	26.3	34.5	30.7	26.8	35.2	31.3	27.4
10年	1.45%	3,890	3,980	4,060	85歳	85歳	84歳	35.0	31.1	27.2	35.8	31.8	27.8	36.5	32.4	28.4

被保険者の契約年齢: 60歳女性の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:豪ドル)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢			年金の円換算額(単位:万円)								
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型	100%型			80%型			なし型		
		90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円	90円	80円	70円
0年	1.45%	3,260	3,400	3,510	90歳	89歳	88歳	29.3	26.0	22.8	30.6	27.2	23.8	31.5	28.0	24.5
1年	1.45%	3,380	3,520	3,640	90歳	89歳	88歳	30.4	27.0	23.6	31.6	28.1	24.6	32.7	29.1	25.4
2年	1.45%	3,500	3,650	3,780	90歳	89歳	88歳	31.5	28.0	24.5	32.8	29.2	25.5	34.0	30.2	26.4
3年	1.45%	3,640	3,790	3,920	90歳	89歳	88歳	32.7	29.1	25.4	34.1	30.3	26.5	35.2	31.3	27.4
4年	1.45%	3,780	3,930	4,070	90歳	89歳	88歳	34.0	30.2	26.4	35.3	31.4	27.5	36.6	32.5	28.4
5年	1.45%	3,930	4,090	4,230	90歳	89歳	88歳	35.3	31.4	27.5	36.8	32.7	28.6	38.0	33.8	29.6
6年	1.45%	4,080	4,250	4,400	90歳	89歳	88歳	36.7	32.6	28.5	38.2	34.0	29.7	39.6	35.2	30.8
7年	1.45%	4,250	4,430	4,590	90歳	89歳	88歳	38.2	34.0	29.7	39.8	35.4	31.0	41.3	36.7	32.1
8年	1.45%	4,430	4,620	4,780	90歳	89歳	88歳	39.8	35.4	31.0	41.5	36.9	32.3	43.0	38.2	33.4
9年	1.45%	4,630	4,820	5,000	90歳	89歳	88歳	41.6	37.0	32.4	43.3	38.5	33.7	45.0	40.0	35.0
10年	1.45%	4,830	5,040	5,220	90歳	89歳	89歳	43.4	38.6	33.8	45.3	40.3	35.2	46.9	41.7	36.5

■年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢等の情報については、保険設計書にてご確認ください。
■市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

年金額例(円建ての場合)

前提条件	契約通貨	円	一時払保険料	1,000万円	※2021年12月1日時点の積立利率を用いています。ご契約時には必ず最新の積立利率をご確認ください。
------	------	---	--------	---------	--

各アイコンは次の年金種類を指します。

100%型

死亡時保証100%型終身年金

80%型

死亡時保証80%型終身年金

なし型

死亡時保証なし型終身年金

被保険者の契約年齢: **50歳男性** の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:万円)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢		
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型
0年	0.29%	21.5	26.1	28.4	96歳	88歳	85歳
1年	0.29%	22.0	26.8	29.2	96歳	88歳	85歳
2年	0.29%	22.6	27.5	30.0	96歳	88歳	85歳
3年	0.29%	23.2	28.2	30.9	96歳	88歳	85歳
4年	0.29%	23.8	29.0	31.8	96歳	88歳	85歳
5年	0.29%	24.5	29.8	32.7	95歳	88歳	85歳
6年	0.29%	25.1	30.6	33.7	95歳	88歳	85歳
7年	0.29%	25.8	31.5	34.7	95歳	88歳	85歳
8年	0.29%	26.6	32.4	35.8	95歳	88歳	85歳
9年	0.29%	27.3	33.3	37.0	95歳	89歳	86歳
10年	0.29%	28.2	34.3	38.2	95歳	89歳	86歳

被保険者の契約年齢: **50歳女性** の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:万円)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢		
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型
0年	0.29%	19.9	22.5	23.5	100歳	94歳	92歳
1年	0.29%	20.3	23.0	24.0	100歳	94歳	92歳
2年	0.29%	20.8	23.6	24.6	100歳	94歳	92歳
3年	0.29%	21.3	24.1	25.2	99歳	94歳	92歳
4年	0.29%	21.8	24.7	25.9	99歳	94歳	92歳
5年	0.29%	22.3	25.3	26.5	99歳	94歳	92歳
6年	0.29%	22.9	26.0	27.2	99歳	94歳	92歳
7年	0.29%	23.4	26.6	27.9	99歳	94歳	92歳
8年	0.29%	24.0	27.3	28.7	99歳	94歳	92歳
9年	0.29%	24.7	28.0	29.5	99歳	94歳	92歳
10年	0.29%	25.3	28.8	30.3	99歳	94歳	93歳

被保険者の契約年齢: **60歳男性** の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:万円)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢		
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型
0年	0.29%	24.5	33.0	37.1	100歳	90歳	86歳
1年	0.29%	25.3	34.0	38.3	100歳	90歳	87歳
2年	0.29%	26.2	35.1	39.6	100歳	90歳	87歳
3年	0.29%	27.1	36.2	41.0	99歳	90歳	87歳
4年	0.29%	28.0	37.4	42.4	99歳	90歳	87歳
5年	0.29%	28.9	38.6	44.0	99歳	90歳	87歳
6年	0.29%	29.9	39.9	45.6	99歳	91歳	87歳
7年	0.29%	31.0	41.3	47.3	99歳	91歳	88歳
8年	0.29%	32.1	42.8	49.1	99歳	91歳	88歳
9年	0.29%	33.3	44.3	51.0	99歳	91歳	88歳
10年	0.29%	34.5	45.9	53.1	98歳	91歳	88歳

被保険者の契約年齢: **60歳女性** の場合

据置期間	積立利率	年金額 (単位:万円)			既払年金累計額が 一時払保険料以上となる年齢		
		100%型	80%型	なし型	100%型	80%型	なし型
0年	0.29%	23.0	27.8	29.5	103歳	95歳	93歳
1年	0.29%	23.6	28.6	30.4	103歳	95歳	93歳
2年	0.29%	24.3	29.4	31.3	103歳	96歳	93歳
3年	0.29%	25.0	30.2	32.2	102歳	96歳	94歳
4年	0.29%	25.7	31.1	33.2	102歳	96歳	94歳
5年	0.29%	26.5	32.1	34.3	102歳	96歳	94歳
6年	0.29%	27.3	33.1	35.5	102歳	96歳	94歳
7年	0.29%	28.1	34.1	36.7	102歳	96歳	94歳
8年	0.29%	29.0	35.2	38.0	102歳	96歳	94歳
9年	0.29%	29.9	36.4	39.3	102歳	96歳	94歳
10年	0.29%	30.9	37.7	40.8	102歳	96歳	94歳



- 年金額は、2021年12月1日時点の積立利率に基づき計算した金額です。実際の年金額は、契約日の積立利率を適用して算出します。
- 「既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢」は、契約通貨建てで年金を受け取った場合に、既払年金累計額が契約通貨建ての一時払保険料以上となる年齢を記載しています。なお、据置期間が0年の場合の第1回年金支払日に付される利息については考慮していません。
- 年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定的方式により、端数処理を行っています。
- 年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料以上となる年齢等の情報については、保険設計書にてご確認ください。
- 市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

各種お取扱について

死亡保障

■ 据置期間中の死亡保障(死亡保険金)

据置期間中に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。

■ 年金支払期間中の死亡保障(死亡一時金)

死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金において、年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、保証金額から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、年金受取人(被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人)にお受け取りいただきます。



死亡時保証 **なし型** 終身年金については、死亡一時金はありません。

指定代理請求特約

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方を指定できる特約です。

- ※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。
- ※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき・・・

- ・年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- ・年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

△ 指定されていないと

年金等の請求手続きは**年金等受取人**からの請求が必要です。そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

○ 指定されていれば

指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受け取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

- 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

年金受取人の配偶者

年金受取人の直系血族
(子、孫、父母、祖父母など)

年金受取人の3親等以内の親族
(兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人指定制度

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方を指定できる制度です。あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受け取ることができます。

たとえばこんなとき・・・

- ・年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

△ 指定されていないと

年金または死亡一時金を受け取る権利の承継順位は次のとおりです。
①被保険者
②被保険者の配偶者
③年金受取人の法定相続人
そのため、**遺したい方に遺せないかも**しれません。

○ 指定されていれば

後継年金受取人が年金または死亡一時金を受け取ることができます。

- 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

被保険者

被保険者の配偶者

年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族
(子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど)

※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

年金のお受取について

年金のお受取通貨について

「生涯受け取れる 人生応援年金」における年金の受取通貨について、ご契約時に以下 **1**～**3** のいずれかをご選択いただけます。(契約通貨が円の場合は **1** のみとなります。)
また、契約通貨が外貨の場合はご契約後に変更することもできます。

1 契約通貨でのお受取

＜契約通貨が外貨の場合＞

2 円に換算してのお受取

- 年金支払日*1における円支払特約レート(TTM-50銭)で円に換算します。
- 年金を円でお受け取りいただく際は、年金円支払特約を付加いただきます。

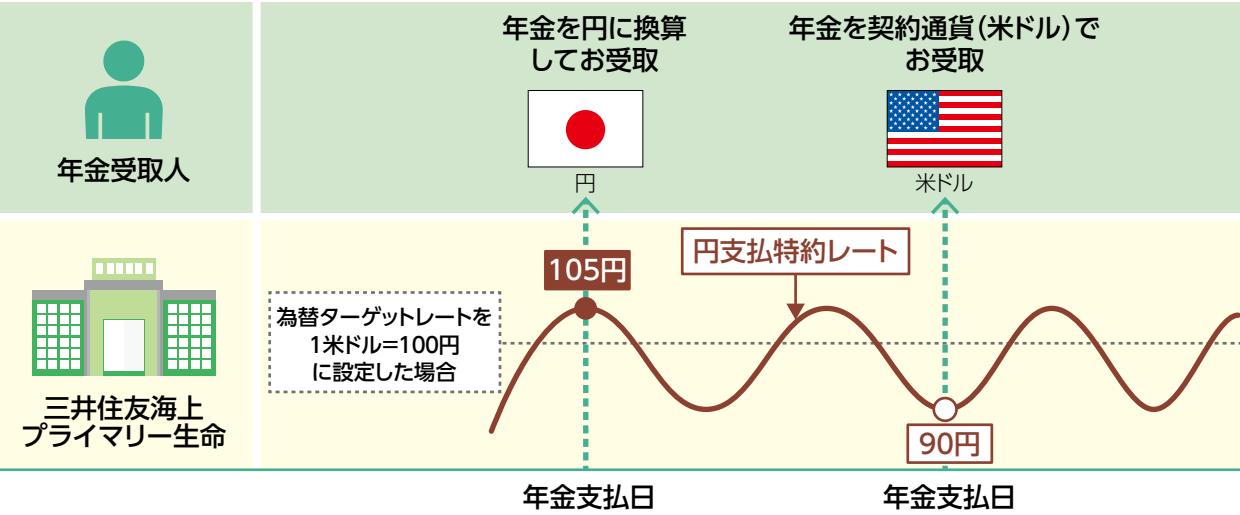
3 指定した為替レート(為替ターゲットレート)に基づき、毎年の年金支払日に判定された受取通貨でお受取 (指定した為替レートより年金支払日の円支払特約レート(TTM-50銭)が円安または同じ場合は円で、円高の場合は契約通貨でお受け取りいただきます。)

- 契約者*2に為替ターゲットレートを1銭単位で設定いただきます。設定後は契約者のお申出により変更することもできます。
- 設定いただいた為替ターゲットレートに基づき、毎年の年金支払日に受取通貨が決定されます。
- 年金支払日の円支払特約レートと為替ターゲットレートを比較し、次のとおり取り扱います。

判定結果	取扱
年金支払日の円支払特約レートが 為替ターゲットレートより円安または同じ	年金を円に換算してお受け取りいただきます。
年金支払日の円支払特約レートが 為替ターゲットレートより円高	年金を契約通貨でお受け取りいただきます。

- 為替ターゲットレートを設定いただく際は、年金円支払特約を付加いただきます。

＜イメージ図＞(「為替ターゲットレート:1米ドル=100円」を設定した場合)



*1 年金支払開始日の年単位の応当日となります。なお、据置期間0年の場合、第1回の年金に限り、契約日の1カ月後の月単位の応当日となります。
*2 年金支払開始日以後は、年金受取人となります。

年金の分割支払について

年1回お受け取りいただく年金は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)のお申出により、分割してお受け取りいただけます。お選びいただける分割支払回数およびその支払日は次のとおりとなります。

お選びいただける分割支払回数および分割支払日

- 年2回** 年金支払日の6カ月後および12カ月後の月単位の契約応当日
- 年6回** 年金支払日の2カ月後、4カ月後、6カ月後、8カ月後、10カ月後、12カ月後の月単位の契約応当日
- 年12回** 年金支払日の翌月以後の毎月の月単位の契約応当日

【例】年金支払日が4/1の場合

	年金支払日	分割支払日											
	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
年2回	お支払は ありません						●						●
年6回			●		●		●		●		●		●
年12回		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※分割支払額は、年金額に所定の利息を付けた上で各回の支払額が均等になるように計算した額とします。

- 年金支払期間中に年金の分割支払回数を指定・変更・解除する場合、次に迎える年金支払日の年金から反映されます。
- 年金を分割でお受け取りいただく場合、1回あたりの分割支払額は、契約通貨が米ドルの場合500米ドル/豪ドルの場合500豪ドル/円の場合50,000円以上となるよう分割支払回数をご選択いただけます。
- 分割支払中に契約が消滅した場合、または年金の一括支払が行われた場合で、分割された年金の未払分がある時は、未払分を一括して年金受取人にお受け取りいただきます。
- 契約通貨が外貨の場合

【円でのお受取を選択している場合】

契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円に換算してお受け取りいただけます。

【為替ターゲットレートを設定している場合】

契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)と為替ターゲットレートを比較し、契約通貨または円でお受け取りいただけます。

年金受取時のお手続について(生存確認書類のご提出)

年金のお受取にあたり、以下の場合は生存確認を実施させていただきます。

年金種類	生存確認書類が必要な場合
死亡時保証100%型終身年金	死亡時保証期間*経過後の年金受取時
死亡時保証80%型終身年金	
死亡時保証なし型終身年金	毎年の年金受取時 ※据置期間0年の場合、初年度の生存確認はありません。

* 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。
※ 毎年の年金支払日を迎える前に、三井住友海上プライマリー生命より生存確認に関するご案内を送付いたしますので、お手続きください。また、生存確認書類として健康保険証の写し等をご提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

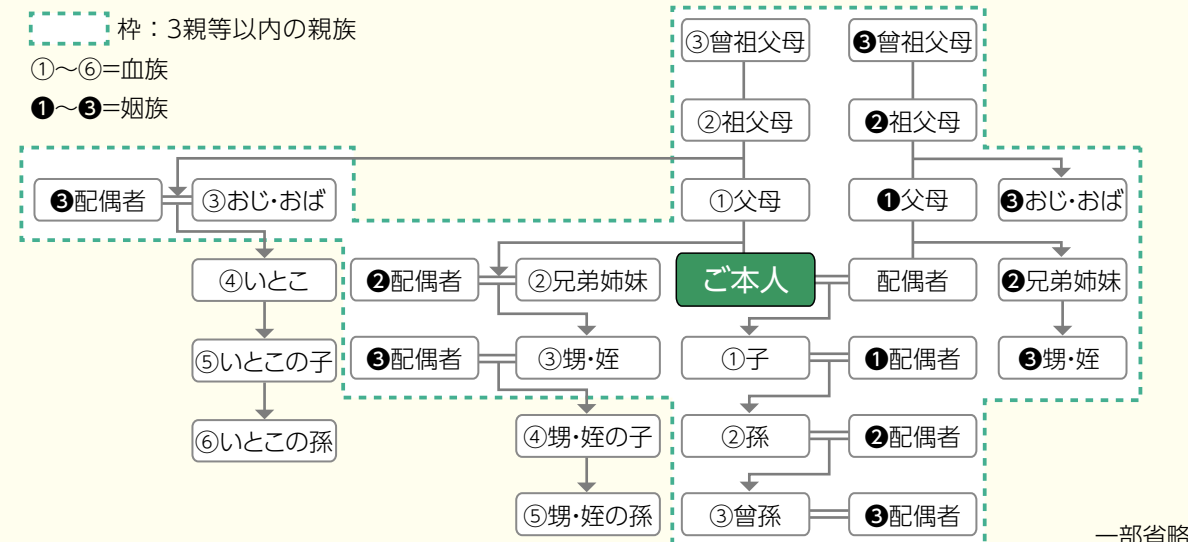
ご契約のお取扱いについて

ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払保険料	最低	5万 ドル(1ドル単位)		500万 円(1万円単位)
	最高	10億 円 (契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額) ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳細はP.33をご覧ください。		
年金額		契約日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円以下		3,000万円以下
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		50歳～90歳		
据置期間		0年～10年 ※保険契約者と年金受取人が同一人の場合に限り、据置期間0年を選択いただけます。		
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日		
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者		
年金受取人		被保険者もしくは契約者 ※据置期間0年の場合は、保険契約者に限ります。		
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族		
年金種類		死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証なし型終身年金		
年金支払開始年齢		50歳～90歳		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ		
クーリング・オフの取扱		この保険はクーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です。クーリング・オフ制度についての詳細は、P.42～P.43をご覧ください。		
付加できる 主な特約	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取にかえて年金形式で受け取ることができます。		
	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。		
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金することができます。		
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受け取ることができます。		
	年金円支払特約	年金を円で受け取ることができます。		
増額・一部解約		指定代理請求特約 あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。		
増額・一部解約		お取り扱いいたしません。		

※契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

3親等以内の親族または6親等以内の血族



費用、解約・年金の一括支払、税金について

費用、解約・年金の一括支払、税金については、以下のページをご確認ください。

費用について	解約・年金の一括支払について	税金について
P.39～P.40	P.35～P.37	P.47～P.48

＜解約・年金の一括支払について＞

年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。

年金支払開始日以後(据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後)は解約することができません。

また、死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金において、年金支払開始日以後、年金を一括で受け取ることができます。(死亡時保証なし型終身年金は年金の一括支払はありません。)

積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	年金額等を計算する際に適用される利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にする金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と、外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル⇄豪ドル)で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*1です。

*1 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

 積立利率・為替レートフリーダイヤル*2
0120-350-658
受付時間:24時間(年末年始を除く)


**最新の積立利率・
為替レートはこちら▶**


※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。 ※据置期間0年の場合、「年金証書」も同封します。
据置期間中 ※据置期間0年以外	ご契約状況のお知らせ 毎年1回、契約者宛にご案内*します。 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
年金受取前 ※据置期間0年以外	年金受取に関する請求書類 契約者宛に郵送します。 ※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。 ※年金受取人と契約者が同一人の場合、「年金受取に関するご案内」を契約者宛に郵送します。年金振込口座や年金の受取通貨などの変更がなければ、ご案内の内容で年金を支払います。
年金受取中	年金証書／お支払通知書 1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

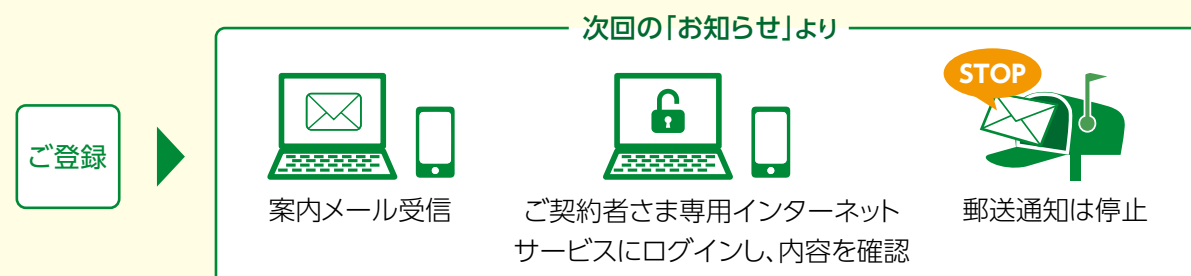
Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* 「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

●ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ・ご契約者さま専用インターネットサービスよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

[ご契約状況のお知らせWeb](#)

※ご登録後、郵送通知に戻す場合はご契約者さま専用インターネットサービスからお手続きください。

くわしくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

This image shows a full page of handwriting practice paper. It features 20 evenly spaced horizontal dashed lines across the entire width of the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no margins or additional markings.

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

契約概要および注意喚起情報では、「通貨選択生存保障重視型個人年金保険 普通保険約款」の用語を次のように表記しています。
 「死亡時保証金額付終身年金（保証割合100%）」を「死亡時保証100%型終身年金」、
 「死亡時保証金額付終身年金（保証割合80%）」を「死亡時保証80%型終身年金」、
 「純粋終身年金（死亡時保証なし型）」を「死亡時保証なし型終身年金」

1 この保険のしくみについて

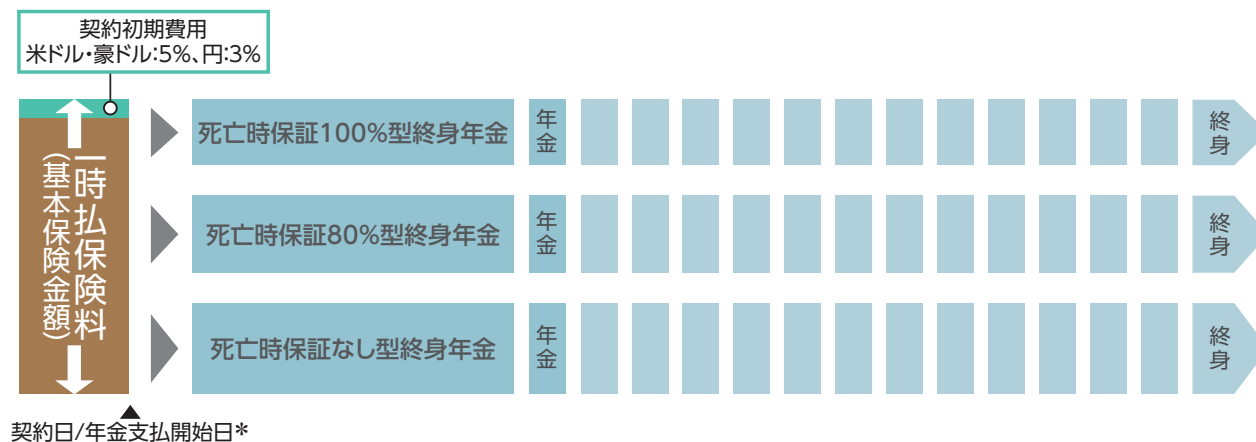
この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・円）と据置期間、年金種類をご選択いただき、契約日の積立利率により契約通貨建てで運用し、年金支払開始日以後に年金をお支払いするしくみの一時払の生命保険商品です。

年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を抑えることで、将来の年金額を大きくします。
 『一生涯受け取れる 人生応援年金』の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

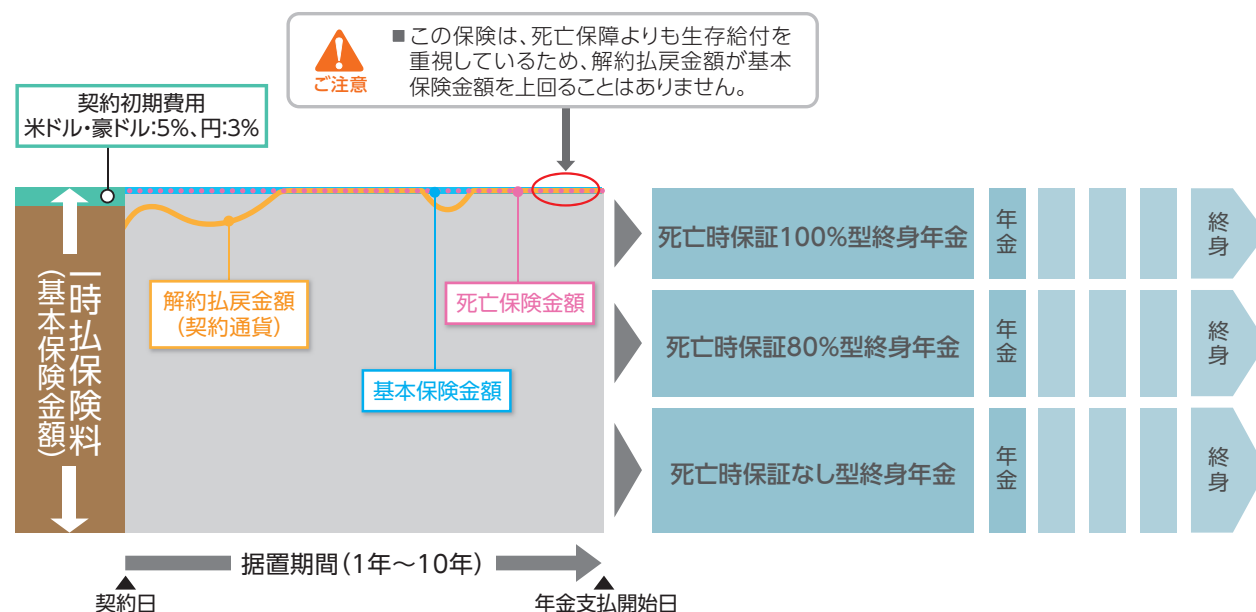
※ くわしくは、「注意喚起情報」P.41の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【据置期間0年の場合のイメージ図（据置期間なし）】



* 第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。
 ※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

【据置期間1年～10年の場合のイメージ図（据置期間あり）】



※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

2 年金種類について

この保険では、死亡一時金の有無と給付水準（保証割合）が異なる3つの年金からご選択いただけます。年金のお支払は、年1回、または年2回、年6回、年12回に分割してお支払いすることができます。

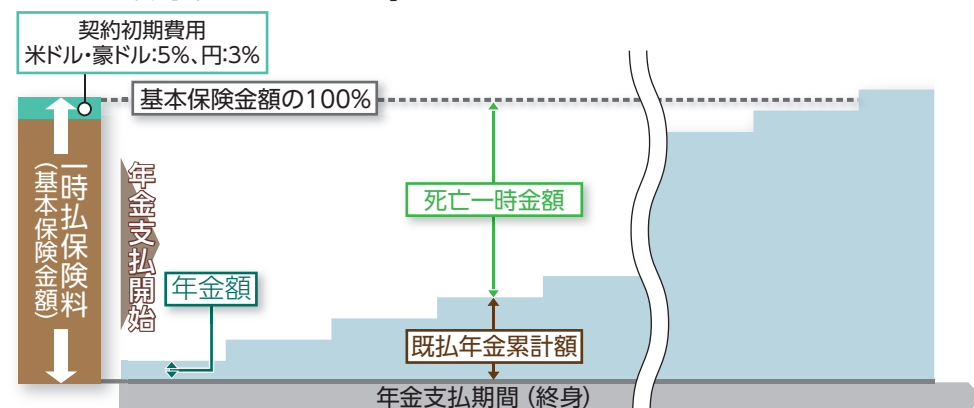
● 死亡時保証100%型終身年金、死亡時保証80%型終身年金

- 年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金＜＊1＞を一生（終身）にわたってお受け取りいただけます。
- 年金支払開始日以後、被保険者が死亡された場合、保証金額（基本保険金額に保証割合を乗じた額）から既に支払事由の発生した年金の累計額（以下、既払年金累計額）を控除した額（死亡一時金）をお受け取りいただけます。（既払年金累計額が保証金額以上の場合には死亡一時金はありません。）
- 将来の年金および死亡一時金のお支払にかえて、死亡時保証期間＜＊2＞中の残存期間に対応する額を一括でお受け取りいただくことができます。一括でお受け取りいただいた場合でも、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合には、再び年金をお受け取りいただけます。

＜＊1＞ 据置期間が0年（年金支払開始日＝契約日）の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

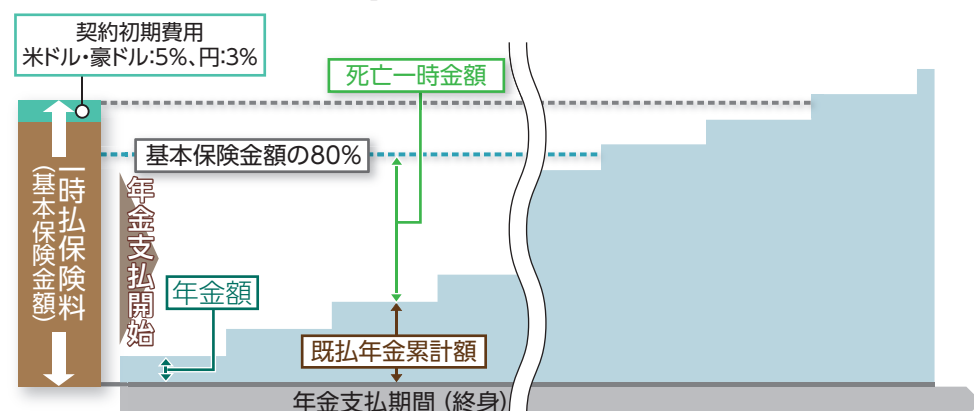
＜＊2＞ 被保険者が死亡されたときに死亡一時金をお受け取りいただける期間をいい、第1回年金支払開始日から支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間となります。

【死亡時保証100%型終身年金のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

【死亡時保証80%型終身年金のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。



ご注意

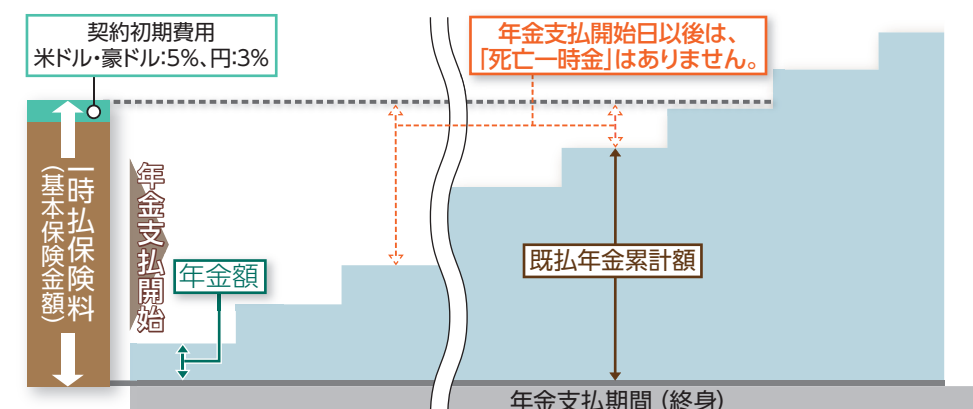
- この年金は、将来の年金および死亡一時金のお支払にかえて一括で年金を受け取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間中の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。
- 死亡一時金を支払うための費用を死亡時保証期間中に責任準備金から控除します。
- 死亡時保証80%型終身年金の場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額と死亡一時金額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。
- 死亡時保証期間経過後は、死亡一時金のお支払や、将来の年金のお支払にかえての年金の一括支払はありません。

● 死亡時保証なし型終身年金

- 年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日に、同額の年金＜＊＞を一生（終身）にわたってお受け取りいただけます。

＜＊＞ 据置期間が0年（年金支払開始日＝契約日）の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。



ご注意

- この年金には、将来の年金のお支払にかえて一括で年金を受け取る年金の一括支払はありません。
- この年金には、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金はありません。したがって、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額が一時払保険料を下回る場合があります。

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。また、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨および据置期間に応じて異なり、据置期間および年金支払期間を通じて適用し、変更されることはありません。
- 積立利率は、契約年齢、契約通貨および据置期間に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。
※ 詳細については、P.39の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 将来の年金および死亡保険金等を支払うために積み立てる積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に積立利率を適用して経過した年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法で計算し、積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、据置期間満了時における解約払戻金額の、一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。

4 保障の内容について

死亡保険金	年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。
死亡一時金 (死亡時保証100%型終身年金 /死亡時保証80%型終身年金)	年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合、保証金額から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、年金受取人にお受け取りいただきます。



- ・ 免責事由に該当するときには、死亡保険金または死亡一時金のお支払ができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 死亡時保証なし型終身年金については、死亡一時金はありません。

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

- **遺族年金支払特約**
被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。
- **円入金特約**
保険料を円でお払い込みいただきます。円で受領した保険料は三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。
- **外貨入金特約**
保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル）し、一時払保険料として受領します。
- **円支払特約**
外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。
- **年金円支払特約**
外貨建ての年金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、年金の支払事由が発生する日＜＊＞における所定の為替レートとなります。また、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）があらかじめ為替ターゲットレートを指定することで、指定した為替レートより毎年の年金支払日における所定の為替レートが円安または同じ場合は円で、円高の場合は契約通貨でお支払いします。
- **指定代理請求特約**
あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱について

契約通貨		米ドル／豪ドル	円
一時払保険料	最低	5万ドル (1ドル単位)	500万円 (1万円単位)
	最高	10億円 (契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	10億円
	円入金特約を付加した場合	500万円以上10億円以下 (1万円単位)	お取り扱いいたしません
	外貨入金特約を付加した場合	払込通貨により、上記最低額、最高額を適用します。 ※ お取扱いは、米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドルに限ります。	お取り扱いいたしません
年金額		契約日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円以下	3,000万円以下
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		50歳～90歳	
据置期間		0年～10年 ※ 保険契約者と年金受取人が同一人の場合に限り、据置期間0年を選択いただけます。	
年金種類		死亡時保証100%型終身年金／死亡時保証80%型終身年金 ／死亡時保証なし型終身年金	
年金支払期間		終身	
年金支払開始年齢		50歳～90歳	
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額		お取り扱いいたしません	
一部解約		お取り扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。

ご契約に際して、一時払保険料、据置期間、年金種類等の詳細については、申込書にてご確認ください。

8 年金種類別のお取扱について

死亡時、解約時および年金の一括支払時の取扱は、以下のとおり年金種類によって異なります。

1. 据置期間中(年金種類にかかわらず共通となります)

据置期間	死亡保障	解約
1～10年	死亡保険金	基本保険金額を上限とした解約払戻金

※ 据置期間0年の場合、死亡保険金、解約払戻金はありません。

2. 年金支払期間中(年金種類によって異なります)

年金種類	年金の解約	死亡保障	年金の一括支払
死亡時保証 100%型 終身年金	ご契約の解約はできません。	死亡一時金 ※ 基本保険金額の100% (保証金額) から既払年金累計額を控除した額	将来の年金等の一部に対応する額 ＜＊1＞を一括＜＊2＞でお受け取りいただけます。 <u>なお、既払年金累計額と年金の一括支払額を合計した額は、多くの場合、一時払保険料を下回ります。</u>
死亡時保証 80%型 終身年金		死亡一時金 ※ 基本保険金額の80% (保証金額) から既払年金累計額を控除した額 <u>なお、既払年金累計額と死亡一時金額を合計した額は、一時払保険料を下回ります。</u>	
死亡時保証 なし型 終身年金		<u>お受け取りいただける金額はありません。 (死亡一時金・年金の一括支払はありません。)</u>	

※ 年金支払開始日前に、年金種類を変更することができます。ただし、据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。

＜＊1＞ 死亡時保証期間の残存期間に対応する額をいいます。

＜＊2＞ 死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合、年金支払を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受け取りいただくことはできません。死亡時保証期間とは、被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

9 解約・年金の一括支払について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。なお、年金支払開始日以後（据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後）は解約することができません。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 = 市場調整価格

市場調整価格 = 解約日の積立金額<*1> - 市場調整額

市場調整額 = 解約日の積立金額<*1> × $\left\{ 1 - \left[\frac{1 + i<*2>}{1 + j<*3>} \right]^{調整月数<*4> / 12} \right\}$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

- <*1> 積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。
 - <*2> i は、適用している積立利率です。
 - <*3> j は、解約日において契約時と同じ契約内容で新たに契約を締結したと仮定した場合の積立利率です。
 - <*4> 調整月数は、解約日から年金支払開始日までの月数、被保険者の年齢および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。
- 死亡時保証100%型終身年金および死亡時保証80%型終身年金において、年金支払開始日以後（据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後）、死亡時保証期間の残存期間に対応する額の一括支払を行う場合の一括支払額は、次のとおり計算されます。

一括支払額 = 市場調整価格

市場調整価格 = 死亡時保証期間中の年金等の現価に相当する金額 - 市場調整額

市場調整額 = 死亡時保証期間中の年金等の現価に相当する金額 × $\left\{ 1 - \left[\frac{1 + i<*5>}{1 + j<*6>} \right]^{調整月数<*7> / 12} \right\}$

▶ 市場調整額により、年金の一括支払に対応する資産の時価を反映させます。

- <*5> i は、適用している積立利率です。
- <*6> j は、年金の一括支払の請求日において契約時と同じ契約内容で新たに契約を締結したと仮定した場合の積立利率です。
- <*7> 調整月数は、年金の一括支払の請求日から一括支払ができる期間の末日までの月数および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。



- ・ 解約払戻金額は、上記の調整により一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・ 死亡時保証100%型終身年金および死亡時保証80%型終身年金における年金の一括支払額は、上記の調整により、死亡時保証期間の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を下回る可能性があります。
- ・ 死亡時保証なし型終身年金には、将来の年金の支払にかえて一括で年金を受け取る「年金の一括支払」はありません。

【解約払戻金の例】

<契約例> 被保険者契約年齢：60歳 性別：女性
一時払保険料（基本保険金額）：100,000米ドル 契約通貨：米ドル
契約日に適用された積立利率：1.6%
据置期間：10年 年金種類：死亡時保証80%型終身年金

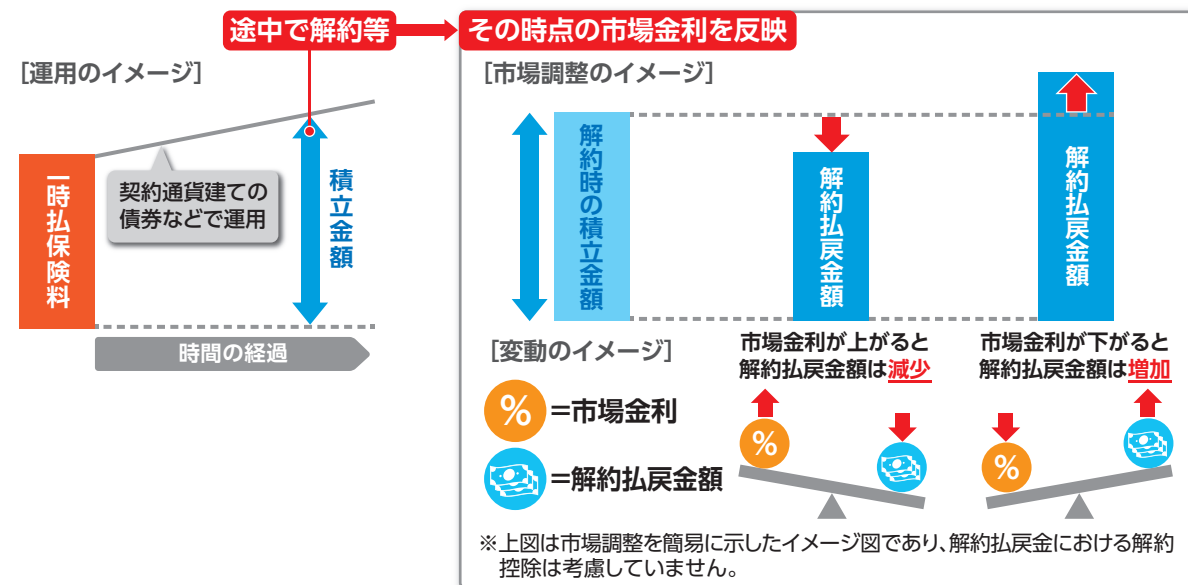
(単位：米ドル)

経過年数	解約日の積立利率ごとの解約払戻金額				
	2.6% (+1%)	2.1% (+0.5%)	1.6% (±0%)	1.1% (-0.5%)	0.6% (-1%)
1年	84,475	90,278	96,511	100,000	100,000
2年	86,326	91,986	98,048	100,000	100,000
3年	88,222	93,731	99,614	100,000	100,000
4年	90,164	95,515	100,000	100,000	100,000
5年	92,162	97,345	100,000	100,000	100,000
6年	94,215	99,222	100,000	100,000	100,000
7年	96,328	100,000	100,000	100,000	100,000
8年	98,888	100,000	100,000	100,000	100,000
9年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10年	—	—	—	—	—

※ 上表は契約応当日を基準に計算して表示しています。
※ 経過年数10年は年金支払開始日のため「—」で表示しています。
※ () 内は、契約日に適用された積立利率と解約日の積立利率の差を表示しています。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



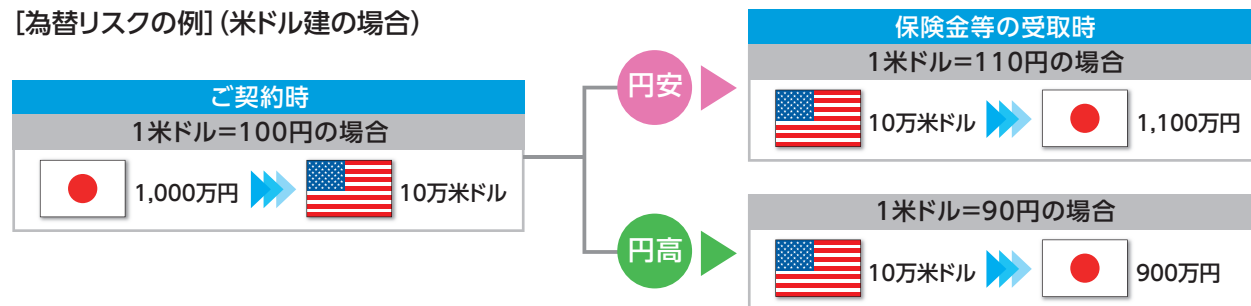
12 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

10 為替リスクについて

年金、死亡保険金、解約払戻金等のお受取はすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取になる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.41の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.39の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	契約通貨	費用
契約初期費用	ご契約の締結等に必要な費用	外貨	一時払保険料の 5%
		円	一時払保険料の 3%

● 積立利率の適用期間中にご負担いただく費用

- 据置期間および年金支払期間に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨および据置期間に応じた指標金利の上下 1.0% の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

なお、この指標金利は契約年齢、契約通貨および据置期間によって異なります。

- 据置期間中、積立金額が基本保険金額を下回っている間は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込、年金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと年金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	$\frac{\text{(契約通貨の TTM + 25 銭)}}{\text{(払込通貨の TTM - 25 銭)}}$
年金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

※ 仲値 (TTM) は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1% < * 1 >	年金支払日に 責任準備金から 控除
死亡一時金を支払うための費用 < * 2 >	死亡一時金を支払うための費用	被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。	死亡時保証期間中に責任準備金から控除

< * 1 > 上記費用は上限です。なお、契約日時点 (遺族年金支払特約の場合は年金支払開始日時点) の費用を年金支払期間を通じて適用します。

< * 2 > 死亡時保証 100% 型終身年金、死亡時保証 80% 型終身年金のみに適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、年金、死亡保険金、解約払戻金等（以下、年金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時的に下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。

解約の他に、死亡時保証100%型終身年金および死亡時保証80%型終身年金において一括で年金を受け取る場合にも市場調整が適用され、一括支払額と既払年金累計額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。

3 反社会的勢力に該当する場合について

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません。

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度（お申込の撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除（以下、お申込の撤回等）をすることができます。

【書面】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。
書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込の撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込の撤回を希望する理由（任意）	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号（日中連絡先）	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者（申込者）フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者（申込者）氏名（自署）	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申込の撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。
お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ (https://www.ms-primary.com) からとなります。

＜お手続き方法＞
三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

＜外貨建て契約におけるご注意点＞

- ・ 円入金特約または外貨入金特約を付加＜＊＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料をお払い込みいただいた場合、返還する通貨はお払い込みいただいた通貨となります。（例えば、円入金特約を付加して円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。）

＜＊＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

- ・ 円建てのご資金を金融機関等でお申込の契約通貨（外貨）に交換し、契約通貨（外貨）で一時払保険料をお振り込みいただいた場合には、契約通貨（外貨）で同額を返還いたします。この場合、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨（外貨）に交換する場合は、その金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。また、返還された保険料を円に交換する場合にも所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨（外貨）に交換して、契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換した場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円建てのご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

次の場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。

- ・ 個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込の撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、死亡保険金受取人または年金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、死亡保険金または死亡一時金のお支払ができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、死亡保険金をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

次の事由に該当した場合には、「詐欺による取消および不法取得目的による無効」の約款条項に基づき、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した積立金額に対し、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.35の「9.解約・年金の一括支払について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

為替リスクについては、P.41の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他ご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱にかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受にあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受はしておりません。

- ・ 被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱となります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 年金支払期間中の死亡保障について

死亡時保証なし型終身年金には、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金はありません。

年金の種類が、死亡時保証80%型終身年金または死亡時保証なし型終身年金をご選択いただいた場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によりお受取になる年金等の合計額が一時払保険料を下回る場合があります。

ご契約に際しては、こうした各年金種類の特徴をご理解の上、年金種類をご選択ください。詳細については、「[契約概要](#)」P.34の「8.年金種類別のお取扱について」をご参照ください。

12 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱について

この保険は、契約通貨が外貨の場合、次の基準により外貨を円に換算した上で、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
年金の一括支払		
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

● 一時払保険料の税務

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊１＞」の対象となります。
＜＊１＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊２＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊２＞ 「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。
なお、年金支払期間中の死亡一時金については、適用されません。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税＜＊３＞
	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）＋住民税

＜＊３＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

● 年金受取時の雑所得について（契約者と年金受取人が同一人の場合）

毎年お受け取りになる年金は、雑所得として所得税の課税対象となります。以下の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算して総合課税により課税されます。

雑所得金額 = その年ごとに受け取る円換算年金額 - 必要経費

必要経費 = 円換算年金額 × $\frac{\text{円換算一時払保険料}}{\text{①円換算年金額} \times \text{余命年数} < * 4 > \text{ と ②円換算保証金額} < * 5 > \text{ のいずれか大きい金額}}$

＜＊４＞ 据置期間0年の場合、①に第1回の年金に加えてお支払いする利息の円換算額を加算した額となります。

＜＊５＞ 死亡時保証なし型終身年金の場合、0になります。

※ 円換算年金額、円換算一時払保険料および円換算保証金額については、契約通貨が円の場合は、円建ての額となります。

※ 分割支払の場合、①は分割支払額をもとに計算します。



- ・ 税金のお取扱についての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱は2021年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱については所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。）

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。